

百年後にも東浦が東浦でありつづけられるために…

# 「東浦町景観条例」を施行します！

本町は、もともと持っている資源としての景観に気づき、  
それを守り、生かし、創ることによって、  
都市と自然と歴史が調和し、自立していけるようなまちを目指していくため、  
景観まちづくりに取り組んでいます。

## 景観まちづくりって…？

今ある景観の価値を見だし、それを守り、生かし、創ることで、誇りや生きがいのある暮らしの空間が生まれます。景観まちづくりとは、これらの活動により東浦の価値を向上させ、持続的で豊かな、自立したまちを目指すものです。

## 今まで どんなことをしてきたの…？

平成24年に県と協議を行い、「景観法」に基づく「景観行政団体」となり、住民参加のワークショップや意見交換会、学識経験者などからなる検討委員会にて議論を重ね、平成28年4月に「東浦町景観計画」をまとめました。

## なぜ条例にしたの…？

この「東浦町景観計画」に法的な実効性を持たせるためです。

「東浦町景観条例」が平成28年第4回東浦町議会で可決され、平成29年4月1日より施行します。

そのため、4月1日(土)から、対象となる建築などを行う場合は、次のとおり届出が必要となります。

## 届出の手続き

### ●届出の対象区域

町全域が対象区域となります。

### ●届出の対象となる行為

大規模な建築行為などが対象となります。詳細は「東浦町景観計画」を確認してください。

※「東浦町景観計画」は都市整備課または町ホームページで閲覧可

### ●届出の手続き

対象となる届出は、建築などの着手予定日の30日前までに行ってください(届出から30日間は建築などの行為に着手できません)。なお、届出を行う前には事前協議が必要となります。※届出および事前協議の内容・様式などの詳細は、都市整備課または町ホームページで確認してください。

建築の構想・計画(変更含む)

### 事前協議

届出書提出の30日前までに行います。  
※届出書の提出までに要する協議、調整の期間を配慮し、事業者は基本計画の確定以前の段階で町と事前協議を行ってください。

事前協議確認通知書の交付

基本設計・実施設計

### 届出書の提出(事前協議確認通知書を添付)

※届出書提出後30日間は行為に着手できません。

景観計画に適合(適合通知)

工事着手

問い合わせ 都市整備課 内線332

## 届出対象行為

### ■大規模行為

- 建築物：以下のいずれかに該当するもの
  - ・ 高さが10mを超える建築物
  - ・ 延べ面積が1,000㎡を超える建築物
  - ・ 計画戸数が20戸以上の集合住宅(※1)(※1) 一つの系列法人等を含む事業者が一団地を形成すると認められる区域で分割して建築行為をし、その合計戸数が20戸以上となる場合を含む。
- 工作物：以下のいずれかに該当するもの
  - ・ 地上からの高さが10mを超える工作物（建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計が10mを超えるもの）
  - ・ 工作物の設置に要する敷地の面積が1,000㎡を超えるもの
  - ・ 太陽光発電モジュールで投影面積が1,000㎡を超えるもの
- 開発行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為のうち500㎡を超えるもの
- 良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為(※2)：500㎡を超える行為  
(※2) 良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為とは、以下のいずれかに該当するもの
  - ・ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
  - ・ 木竹の植栽又は伐採
  - ・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
  - ・ 水面の埋立て又は干拓

### ■屋外広告物

- 愛知県屋外広告物条例に規定する許可を要する行為（更新に係る許可を除く。）

※ 届出の対象となる行為、届出の手続き、景観形成基準等の詳細は、「東浦町景観計画」を確認してください。

詳しくは、町ホームページを確認してください。